

## 広島県公安委員会告示第 35 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 22 年 4 月 26 日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
9P0999	告示の日 (平成 22 年 4 月 26 日) から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CRA フェニックス 13	株式会社 P-CUBE 代表取締役 松山雅昭 (大阪府大阪市北区東天満 二丁目 10 番 19 号)	左同